

菊田みのり保育園登園届(保護者記入)

乳幼児が集団で生活を共にする施設においては、感染症の集団発症や流行をできるかぎり防ぐことが大切です。下記の感染症にかかった場合には医師の診断に従い、登園届を保護者の方が記入し、提出をお願いします。なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

氏名 _____ 年 月 日生

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過すること(※) ※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること ※日数の数え方: 発症、解熱、症状軽快した当日を 0 日とし、翌日から 1 日、2 日…と数える ◎発症した日: 月 日 ◎症状が軽快した日: 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間以上経過し、発熱、発疹の症状が回復していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部が乾燥しているか、湿潤部分が被覆できる程度のものであること
	その他の感染性疾患()	

<保護者の方へ>

咽頭結膜熱(プール熱)、流行性角結膜炎(はやり目)以外の「アデノウイルス感染症」と診断されましたら、医療機関で登園のめやすをご確認いただき、医師の指示に従って療養するようにしてください。

登園の際は、登園届の「その他の感染性疾患」の欄に保護者の方が記入し、ご提出ください。

_____年 月 日 医療機関名『 _____ 』において、上記の診断を受けましたが、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので、
_____年 月 日より登園いたします。

保護者名 _____

保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版・令和5年一部改定)準用
2025年12月改訂